

室町時代の宿紙について

末柄 豊

はじめに

現存している古文書の料紙を主要な素材とする中世の紙の研究は、近年急速な展開をみせているが、いまだ研究者のあいだに確乎たる共通見解が形成されているとはいいがたい状況にある。とくに古文書の料紙の分類については、呼称を含めて研究者間の見解の相違が大きく、さまざまな紙の種類について基礎的な調査研究を蓄積することが非常に重要だと考えられる。

多くの紙の種類なかで、実際に古文書の料紙を分類する際、研究者間の見解の相違が最も小さいものは、おそらく宿紙であろう。ところが、この宿紙にすら少なからぬ問題がある。子細に考えてみると、日本史の研究者が「宿紙」という言葉に籠めている意味はひとつには収斂していかないように思われる。たとえば、相田二郎は、『日本の古文書』の論旨の項において以下のように述べている。¹⁾

この論旨の料紙は、宿紙を用ひてゐる。論旨は多く宿紙即ち漉返紙を用ひ、この紙の漉返したために、その色彩が薄墨色を呈してゐるところから、この紙を薄墨紙と申し、これから更に薄墨の論旨と云ふ言葉も起つてゐる。(中略) 又宿紙は論旨のみに用ひたのでは無く、既に述べた如く蔵人の奉つて出す口宣案或は蔵人所の下文にも用ひてをり、蔵人若くは蔵人所から出す文書には、大抵この紙を用ひたのである。

すなわち、宿紙とは、①漉返紙であり、それゆえに②薄墨色を呈しており、③論旨のみならず、口宣案などの蔵人または蔵人所の発給文書に用いられるものであったというのである。確かに、中世の論旨あるいは口宣案に用いられている料紙の過半はこの三つの特性を兼備している。宿紙の概念の中核に

あるのがそのような料紙であることは誰しも異論のないところであろう。

しかしながら、三つの特性を兼備していなければ宿紙と呼べないわけではない。例えば、江戸時代の論旨・口宣案の料紙の多くは、紙料に墨を入れて漉いたもので、漉染と称すべきものであったことはよく知られている。漉返紙ではないにもかかわらず、これを宿紙と呼ぶべきではないと言った研究者は、ひとまず見当たらないようである。また、現存する最古の論旨の正文とされる『醍醐寺文書』のなかの天喜二年(一〇五四)の後冷泉天皇論旨の料紙は、漉返紙であることは一瞥のもとに諒解されるが、薄墨色とはいいがた²⁾い。これについては、宿紙と呼ばずに白紙と称する研究者も多いが、宿紙と呼ぶ研究者もある。³⁾してみると、薄墨色を呈していることが宿紙の絶対的な要件とも言い切れないわけである。さらに、典籍や聖教の料紙に、装飾料紙の一種として薄墨色の紙が用いられていることがあるが、これについても、宿紙と記述される場合が少なくない。つまり、蔵人または蔵人所所用の紙でないものについても宿紙と呼ぶ研究者がいるのである。

さきに述べた三つの特性は、密接な関わりを有してはいるが、紙の属性としてそれぞれに独立したもので、いずれもが宿紙の必須条件であるとは俄に言い切れない。すなわち、宿紙という述語の十全な定義は非常に困難なのである。その要因のひとつは、もちろん、中世の紙全般に関する研究が非常に遅れていたことにある。近年、中世の紙のなかに漉返紙が広範に存在することが指摘されるに至っているが、そのなかには、一見ただけでは生漉の紙とかわるところがなく、用途も生漉の白紙と共通しているものも多い。ここに至れば、広く漉返紙と同意の述語として宿紙の語を用いることは意味を

なさないことが明らかである。

また、蔵人および蔵人所所用の紙としての宿紙が平安後期から江戸末期に至るまで長期にわたって存在し、その間に少なからず変遷を遂げていることも、定義を困難にしている。宿紙について明確な定義を得るためには、蔵人および蔵人所所用の紙としての宿紙の時期的な変遷を明らかにすることが必須であろう。そこで、本稿では、従来の研究にもとづきその変遷を考えるとともに、「大徳寺文書」および東京大学史料編纂所（以下、史料編纂所と略す）に架蔵する山科・徳大寺両家の旧蔵史料を主要な素材として用い、室町時代の宿紙について具体的に検討してみようと思う。

一、薄墨色の宿紙の成立

宿紙についての専論としては、上島有「中世の宿紙について」（一九八八年）、同「再び中世の宿紙について」（一九九四年）および高田義人「平安時代における宿紙と紙屋紙」（二〇〇〇年）がある。このうち上島の研究は、『東寺百合文書』をはじめとする多数の原文書の調査にもとづき、中世の宿紙の多様性について詳細に記述しており、その変遷を考えるうえできわめて示唆に富んだものだといえる。一方、高田の研究は、古記録を利用して平安時代の宿紙について検討を行い、宿紙本来の語義、および本来は上質で美しい紙と認識されていた宿紙・紙屋紙の語が漉返紙と同意になるに至った筋道を明らかにしている。これは、今後の宿紙に関する研究の出発点となる非常に重要な成果である。⁷⁾

ここで高田の研究成果をまとめておくと、以下のようになる。平安時代、天皇が物忌の期間にあたると、天皇と外界との遮断をはかるため、文書伝達においても、上申文書自体を予め内裏内に宿候させておくか、それができない場合は、「内紙」「宿紙」に書写して進上することが行われていた。「宿紙」は「内紙」と同一のものを指し示す語として用いられており、内裏内に宿候

させた紙の意だと考えることができる。これには蔵人所の料紙である紙屋紙が充てられ、具体的には、上質な紙を含む多様な紙が用いられていた。しかし、十世紀中後期に諸国からの製紙原料の未進が深刻化すると、朝廷は中央工房である図書寮紙屋院での製紙に依存する体制を脱し、地方産の紙を利用するに至った。このため、紙屋院においては、従来から行われていた漉返紙製造の比重が徐々に高まり、十一世紀中頃にはこれが主たる職務になった。これにともない、蔵人所の料紙である紙屋紙も多く漉返紙となり、宿紙と漉返紙とが同意になっていった。つまり、宿紙の語は本来は機能に即した呼称であり、特定の種類の紙を指すものではなかったが、朝廷の紙の収取方法が変化し、紙屋院が漉返紙専門工房となったことで、漉返紙を意味するに至ったというのである。

高田の研究とともに近年の宿紙に関する研究のなかで大きな意味を有するのが、富田正弘を中心とする研究グループによる宿紙の復原研究である。それによれば、反古紙を原料に用いた漉返紙であっても、特に処理を施さなければ薄墨色を呈することがなく、紙料の繊維間に墨の粒子を残して薄墨色を出すためには、柿渋や明礬などを加えることが必要なのだ⁸⁾という。漉返紙であるということが、ただちに薄墨色の紙であることを意味するわけではないのである。何らかの物質を媒染に用いて色をつけた紙は染紙と呼ばれてしかるべきであるから、薄墨色の宿紙は薄墨色の染紙だとみることでもできよう。富田らの研究グループの成果に重要な意義を認めるのは、現存する最古の繪旨の正文である天喜二年の後冷泉天皇繪旨の料紙が、漉返紙でありながら、薄墨色を呈していないという事実があるからである。さきに見た高田の研究により、これが紙屋院で抄造された漉返紙であり、当時において宿紙と称されたであろうことは容易に察知される。つまり、十一世紀中期においては、宿紙は漉返紙だと明確に視認される紙をさすようになったものの、薄墨色の紙という含意はなかったと考えられるのである。

現存する最古の薄墨色の繪旨の正文は、『東南院文書』のなかの康和二年(一一〇〇)の堀河天皇繪旨だとい¹¹⁾う。十一世紀後半、宿紙は単なる漉返紙から薄墨色の漉返紙に替わったのである。漉返し・薄墨色・藏人所の所用という三つの要件を備えた宿紙はここに成立したといえる。富田らの研究グループが明らかにしたように、意図的に墨色を残さなければ薄墨色を呈することがないのであるから、薄墨色の宿紙が出現して定着したという事実にもつき、繪旨の料紙が薄墨色であることに積極的な意義を認める意識の存在を指摘することが可能である。料紙に染紙を用いる文書様式として詔勅・位記が先行して存在することを勘案すれば、この変化の意味を、繪旨の有する天皇文書という属性の可視化をはかったものだと評価することができようである。このように、薄墨色の宿紙の成立は、中世王権の確立という国制上の変化と結びつけて論じ得る可能性があり、その詳細な検討は今後の課題となるものと思われる。

二、室町時代の宿紙

つぎに、室町時代(南北朝時代を含む)の繪旨・口宣案等を観察すること、この時代に用いられた宿紙の特色を明らかにしたい。ここで主な素材としたのは、以下の三つの史料群である。

(一) 今回の科学研究費補助金による研究で史料編纂所に借用した『大徳寺文書』のうち繪旨(封紙のみものを含む)および口宣案、四十四点¹²⁾。文永十年(一二七三)から天文八年(一五三九)の二百六十六年間にわたるが、うち三十一点は南北朝時代の繪旨である。

(二) 史料編纂所所蔵『口宣案』全四冊¹³⁾。これは、山科家の旧蔵にかかり、山科家歴代および同家青侍の任官・叙位にかかる口宣案・繪旨等の正文を半折して袋綴にしたものである。宿紙を料紙とする文書は百二十八点に及び、その年代は貞治六年(一三六七)から正保元年(一六四四)の

二百七十七年間にわたる。

(三) 史料編纂所所蔵『徳大寺家史料』のうち、大永六年(一五二六)から天正十三年(一五八五)にかけての繪旨・口宣案・口宣・口宣送状(封紙のみものを含む)あわせて三十六点¹⁴⁾。

以上の三つをあわせて二百八点におよぶ。(二)が袋綴になっているため裏面を確認しがたいという欠点はあるものの、(一)のうち三点と(二)のうち一点を除いて裏打ちが施されておらず、いずれもかなりうぶな状態にあり、観察の素材として申し分ない。これにより、応永年間ものがわずか五点に過ぎないと言う問題は残るが、南北朝時代を含む室町時代の全期にわたる標本が揃うことになる。一点ごとに所見を記すことは煩瑣にわたるので省略し、以下、観察の所見を三点にまとめて掲げることとする。

① 上島有によつて宿紙の特徴として簀の目・糸目が明瞭に視認できることが指摘されているが、これは南北朝時代までの宿紙にしか該当しない。一方、応永年間以後の宿紙は、溜漉きによつて製せられたかのような繊維の絡み方を呈しており、簀の目を確認することはできない。

② 十六世紀の中後期(天文年間から天正年間)の宿紙には、雁皮を主たる原料とするものが少なくない¹⁵⁾。そして、その書記面の反対側(以下、裏面と呼ぶ)には、斐紙の特徴ともいえる紗の目を明瞭に視認することができる。また、これと同じ時期においても、楮を原料とする宿紙も多いが、その裏面にも紗の目を視認できる場合がある。

③ 全期間を通じて、紙中に紺紙の断片や雲母の粉末が確認できる場合が少なくない。これは、原材料となった反古紙のなかに経巻や典籍が少なからず含まれていたことを示すものであろう。また、南北朝期の宿紙には布片などの異物を極端に多く混入したものがあ¹⁶⁾る。

このうち①と②を考え合わせると、応永年間以後の宿紙に簀の目を確認することができないのは、楮を原料としながらも紗漉きを行うようになった

ためではないかという仮説が生ずる。しかし、上記の三つの史料群のうち応永年間の宿紙は『口宣案』のうちの五点のみで、袋綴になっていることも与り、紗の目を確認することはできなかった。ところがその後、裏面に明瞭に紗の目を認めることのできる応永年間の宿紙を見出すことができた。陽明文庫所蔵『政書類記（山槐記）仁安二・三年』の第四紙がこれである。

同書は、文安二年（一四四五）九月、内宮仮殿遷宮に際して行われる請印政の準備のため、洞院実熙が『山槐記』を抄出・部類したもので、三軸あるうちの二軸目にあたる。冒頭に欠損があるが、全部で十五紙からなり、うち最初の四紙の料紙は宿紙を用いている。いずれも紙背文書を有するが、第四紙のそれは以下のような論旨である。

来月廿八日可有 行幸／北山殿、可令供奉／給者、依／天氣言上如件、
家俊／誠恐謹言、

正月十七日

左少弁家俊

進上 洞院大納言殿

北山殿行幸とは、応永十五年（一四〇八）三月九日の後小松天皇による足利義満の北山第への行幸にほかなるまい。当時の左少弁は清閑寺家俊であり、家俊はこの行幸の奉行職事を勤めていた。また、洞院大納言こと洞院実信が行幸に供奉していたことも知られる。したがって、この文書は応永十五年のものだと判断して誤りない。この行幸にあたっては、供奉の公卿だけでも十五人に及んでいるので、大量に発給された論旨のうちの一通であろう。楮を原料とし、紙中に雲母の粉末が確認されるもので、当時の通常の宿紙だとみて差し支えない。そして、この後小松天皇論旨の裏面にあたる『政書類記』の書記面には、明瞭に紗の目の存在が見てとれる。つまり、この宿紙は、漉簀の上に紗を敷いて漉かれたものなのである。以上から、十四世紀末から十五世紀初頭にかけて、宿紙は簀漉きから紗漉きへと製法上の変化を遂げ

たと考えることができよう。

室町時代の宿紙の抄造については、小野晃嗣¹⁷および櫛笥節男¹⁸の研究により、上下二座からなる図書寮紙漉座がこれを行っていたことが知られ、十六世紀における同座の実態もある程度明らかになっている。同座の成立過程に関しては、南北朝期に紙屋院が廃絶したのに代わり、同院の旧紙工を中心に座制による組織が形成されたものと考えられている。それでは、紙漉座の成立は南北朝時代のいつの時期のことなのであろうか。

『東寺百合文書』のなかにおよそ四十通が見出される図書寮田所当米（代銭）請取状は、いずれも薄墨色の紙を料紙に用いているが、延文五年（一三六〇）のものには、差出人として「両座／為里（花押）／光政（花押）」と記されている。下って十六世紀の所見ではあるが、櫛笥の紹介した宮内庁書陵部所蔵『図書寮書物留』によると、図書寮紙漉両座は「宿紙田」として山城国紀伊郡内の図書寮田を知行していたことが確かめられる。とすれば、延文五年に同寮田の所当米の代銭を請取った「両座」も、同じく図書寮紙漉両座のことだとみてよからう。つまり、請取状の料紙に用いられた薄墨色の紙は、抄造担当者によって流用された宿紙にほかならないのである。そして、「両座」の文字は載せないが、差出人として為里と光政とが連署する同請取状は延文二年から、連署ではないが、同日付で為里および「あり光」それぞれが差出人となっている二通の同請取状が観応三年（一三五二）から存在している。これらを勘案してみると、紙漉座の成立は観応三年以前だということになる。

結局、簀漉きから紗漉きへと製法上の変化は、紙屋院の廃絶および紙漉座の成立という抄造体制の変化と直接に関係するものではなかったということになる。その変化の理由は、技術的な側面を含めさらなる検討が必要であるが、現在のところ不明というよりほかない。なお、宿紙を料紙として流用する応永二年の図書寮田所当米請取状には、写真で見ると明瞭に簀

の目の存在が認められるので、簀漉きから紗漉きへの移行は応永年間に入ってから生起したと考えてよからう。

なお、応永年間以後の宿紙に簀の目がまったく確認されないかといえ、現在のところ一例しか見出していないものの、例外がないわけではない。毘沙門堂所蔵『改元記』のうち『革命勘例（嘉吉四甲子）』²⁴がこれにあたる。

同書は嘉吉四年（一四四四）に行われた甲子革命にもとづく改元の際に提出された外記局勘例を写したもので、明応三年（一四九四）の七曜暦の紙背を用いている。この七曜暦は、五月十日以前を欠くが、「明応三年正月一日従五位□行修理大夫兼権暦博士賀茂朝臣在□」という暦跋を備えている。その料紙は宿紙であり、明応二年に抄造されたものだと思われるが、簀の目の存在が認められる。これは天皇所用のものであった可能性が高く、ひとまず例外的な存在として注記するにとどめたい。

また、『図書寮書物留』所載の文明十四年（一四八二）紙漉下座座中法度²⁵によれば、同座衆十人のうち有力者と思われる四人が鳥の子紙の抄造を行っていたことが知られ、紙漉座が早くから雁皮を主たる原料に用いた宿紙の抄造を行う技術的基盤を有していたことが諒解される。そして、天文年間に雁皮を主たる材料に用いた宿紙の抄造が行われるに至ったのは、このころ、室町幕府および戦国大名のあいだで、書札様文書の料紙として鳥の子紙を用いることが広く行われるようになったことが背景にあるのかも知れない。

おわりに

本稿で明らかにした室町時代における宿紙の変化として重要なことは、応永年間の早い時期に簀漉きから紗漉きへと抄造方法の変化があったこと、天文年間以後に雁皮を主たる原材料としたものがあらわれること、以上の二点をあげることができる。ただし、二点とも今回十分な材料を集めることができたわけではないので、今後さらなる事例の収集によって確認あるいは訂

正を加える必要がある。

最後にここまでの検討を前提として、宿紙という語の定義をめぐって若干の考察を加えておきたい。その際に最も注意すべきことのひとつは、楮を原材料とした宿紙と雁皮を原材料とした宿紙とが同じ時期に併用されていたことであろう。中世の紙の分類において、最も基本的な区分が楮紙と斐紙との二分にあることは大方の合意を得ているものと思われる。宿紙はこの両方にまたがっていたのである。どちらの宿紙も論旨・口宣案などの蔵人発給文書の料紙として区別されることなく使用されており、見た目や触感を異にするにもかかわらず、同一の紙として扱われていたと考えられる。そして、この同一性を担保したのは、薄墨色という属性であったに違いない²⁶。

平安後期から江戸末期に至るまで、薄墨色を呈した論旨・口宣案等の料紙はひとしなみに宿紙と呼ばれていた。そして、現代の研究者もそのように呼んでいる。初期の論旨の料紙に用いられた漉返紙ではあるが薄墨色ではない紙を例外とすれば、宿紙とは、薄墨色の染紙のことだといえるかに思える。しかし、当然のことながら、このように単純な言い換えは成り立たない。というのは、典籍や聖教の料紙として用いられる薄墨色の染紙が存在するからである。装飾料紙であるこれらの紙は、同時代において宿紙とは呼ばれていなかったと思われる。さらに印象論ではあるが、同じ時期の宿紙と典籍や聖教の料紙としての薄墨色の染紙とを比べると、後者の方が格段に上質な紙であることが多い。つまり、機能とともに製造過程も異なっていたのである。後者の紙は、他の色の染紙と同じように、楮薄墨色染紙と呼ぶべきものであろう。

このようにみえてくると、宿紙とは物的な組成によってのみ定義することは不可能な紙であるといえることができる。物的な組成に注目すれば、室町後期における楮斐両様の宿紙が有していた差異は、鎌倉後期において論旨の料紙である宿紙と典籍や聖教の料紙である楮薄墨色染紙とが有していた差異に比

べても非常に大きいものであった。結局、宿紙と宿紙でないものとを最終的に分かつ基準は、物的な組成ではなく、それが蔵人および蔵人所用の紙であるか否かという点にあったといえる。宿紙という分類は、その紙が果たすべき機能に依拠する部分が大きく、杉原紙や檀紙といった原材料や抄造法に根拠を有する分類とは次元を異にするものだということになる。それゆえ、物的な側面から宿紙をみると、千変万化といふべき様相を呈するわけである。そして、このことは、高田が明らかにした、宿紙という語が本来的に機能に即した呼称であったことにつながっていると考えられるのである。

〔註〕

(1) 相田二郎『日本の古文書』上(岩波書店、一九四九年)四二〇頁。

(2) 上島有は「再び中世の宿紙について」(『花園史学』一五号、一九九四年)において、このような紙は「宿紙様」ではあるが「宿紙」そのものではないという議論もあり得るが、あくまでも「薄墨紙」宿紙」として使用されているのだから両者の區別は不要で、広く宿紙として捉えた方がよいと述べている。妥当な見解であろう。

(3) 『醍醐寺文書』九三函一。醍醐寺霊宝館展示図録『和紙に見る日本の文化―醍醐寺史料の世界―』(同館、二〇〇四年)六二頁にカラー図版を載せる。このほか、湯山賢一「書が伝える紙の文化―古代・中世の紙の歴史―」(『週刊朝日百科日本の国宝』一〇八号、一九九九年)にもカラーの挿図がある。

(4) 相田前掲『日本の古文書』上(四一九頁)は、この論旨が原本として伝わる最古のもので、料紙には白紙を用いていると記す。藤田英孝「繪旨の発生」(『神道史研究』二三巻四号、一九七五年)や上島有「中世の宿紙について」(『立命館文学』五〇九号、一九八八年)も、同じく白紙と呼んでいる。一方、湯山賢一「和紙に見る日本の文化」(前掲『和紙に見る日本の文化―醍醐寺史料の世界―』所収)は、この料紙を明白な図書寮の宿紙だと述べている。

(5) 湯山前掲「和紙に見る日本の文化」は、平安時代から漉返紙(再生紙)が多く用

いられていたことについて、強く注意を喚起している。

(6) 高田義人「平安時代における宿紙と紙屋紙」(『古文書研究』五二号、二〇〇〇年)。

(7) 宿紙の語義については、従来から様々な説が述べられてきたが、いずれも、中世後期あるいは江戸時代に成立した辞書・有職書などに記された根拠に乏しい言説に依拠したものであった。

(8) 前掲『和紙に見る日本の文化―醍醐寺史料の世界―』一〇二頁・宗徳天皇繪旨の解説(梅沢亜希子執筆)、シンポジウム「文化財の保存と活用―日本の紙文化―」(於醍醐寺、二〇〇四年二月)における湯山賢一の講演「和紙に見る日本の文化」。

(9) 藤田前掲「繪旨の発生」。

(10) 調査対象とした文書を大日本古文書の番号によって表示しておく。一六四、一六七、一六九、一七〇、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八三、一八四、一八五、三三二、三五六、三五九、三六〇、三六二、三六九、三七〇、三七二、三七六、三七七、三七八、三八〇、三八一、三八三、三八四、三八五、三八六、三八八、三九九、三九五、三九七、四六三、四六五、四六一(八)、六四一(九)、一五四五、一五六二(一)、一六四九、一六五六、一六五七、一七八八、三二八二(一)、三二五二。

(11) 架蔵番号S貴四九―七―一―四。

(12) 調査対象とした文書を架蔵番号によって表示しておく。いずれも徳大寺家本。四二―一、四二―二―一―一五、四二―六―一―二、四二―八―一―一八。

(13) 上島前掲「中世の宿紙について」、同「再び中世の宿紙について」。

(14) 雁皮を主たる原料とする宿紙が存在することを最初に指摘したのは、上島前掲「再び中世の宿紙について」二九頁の「戦国時代の斐紙が交じっているのではないかと考えられる薄い少しばりばりとした感じの薄墨の繪旨」という記述であろう。

(15) 架蔵番号一四函二三号。史料編纂所架蔵写真帳『陽明文庫記録』一三を参照。同書の存在については、木村真美子氏よりご教示を得た。また、閲覧にあたっては、陽明文庫文庫長名和修氏より格別のご高配に与った。

(16) この繪旨は、『大日本史料』七編之九(八〇〇頁)、応永十五年三月八日の第二条「義満の北山第に行幸し給ふ、」の網文のもと、北山第行幸がはじめ二月二十八日に行われる予定であったことを示す史料として冒頭に掲げられている。

(17) 小野晃嗣「中世に於ける製紙業と紙商業」(同『日本産業発達史の研究』(法政大学出版局、一九八一年、初刊は一九四一年)所収)。

(18) 櫛笥節男「室町時代における図書寮紙漉上下座について」(『書陵部紀要』三二号、一九七九年)。

(19) 『東寺百合文書』カ函四九号。『東寺百合文書』および『教王護国寺文書』のなかの図書寮田関係文書の検索にあたっては、東寺文書データベース作成委員会編『東寺文書検索システム』(CD-ROM版)を利用した。

(20) 旧称『図書寮関係文書』二軸。架蔵番号五一六函二二五号。(年未詳)十月二十六日北尾新兵衛尉充某書状、(永正十五年)六月二十九日図書寮申状、永正十六年卯月日図書寮重申状など。

(21) 『東寺百合文書』ウ函四四号四。

(22) 『東寺百合文書』ウ函三八号三、四。

(23) 『東寺百合文書』せ函二四号。

(24) 毘沙門堂所蔵『改元記』の存在については、小倉慈司氏よりご教示を得た。また、調査にあたっては、木村真美子氏にご協力をいただき、同門跡文化財担当石田潔氏より格別のご高配に与った。

(25) 櫛笥前掲「室町時代における図書寮紙漉上下座について」四三―四四頁。

(26) 雁皮を主たる原材料とする宿紙においても、黒く染めた楮紙を十分に叩解しないままに混入しており、漉返紙の風合いを残そうという意図が感じられる。漉返紙という属性も、実態はともかく、形式的には十七世紀初期までは維持されていたようである。